

安城市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 9 0 号

安城市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改 正する規則

安城市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年安城市規則
第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「別表第 3 の 8 の項、 9 の項及び 1 1 の項」を「別表第 3 の 9
の項、 1 0 の項及び 1 4 の項」に、「別表第 4 の 4 の項及び 5 の項」を「別表第 4
の 2 の項及び 3 の項」に改める。

第 1 8 条中「別表第 3 の 1 0 の項」を「別表第 3 の 1 1 の項」に改める。

別表第 3 の 1 3 の項中「別表第 4 の 7 の項及び 8 の項」を「別表第 4 の 5 の項及
び 6 の項」に改め、同項を同表の 1 6 の項とし、同表中 1 2 の項を 1 5 の項とし、
同表の 1 1 の項中「6 週間」を「8 週間」に改め、同項を同表の 1 4 の項とし、同
表の 1 0 の項中「6 週間」を「8 週間」に改め、同項を同表の 1 1 の項とし、同項
の次に次のように加える。

1 2	妊娠中又は出産後の女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 0 条に規定する保健指導又は同法第 1 3 条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満 2 3 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 2 4 週から満 3 5 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 3 6 週から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、それぞれ 1 回につき 1 日の範囲内において必要と認められる期間
-----	---	---

13	妊娠中の女性の会計年度任用職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合において、当該会計年度任用職員が適宜休息し、又は補食するとき。	その都度必要と認める期間（始業の時刻から連続し、若しくは終業の時刻まで連続し、又はこの項以外の規定により勤務しないことを承認された期間に連続する時間を除く。）
----	---	---

別表第3の9の項中「2日」を「3日」に改め、同項を同表の10の項とし、同表中8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項の次に次のように加える。

7	交通機関の混雑のため妊娠中の女性の会計年度任用職員の健康維持を図る場合	1日60分
---	-------------------------------------	-------

別表第4中1の項及び2の項を削り、3の項を1の項とし、4の項から8の項までを2項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。